

## 令和7年度京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業仕様書

国の「地域支援事業実施要綱」及び「京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業実施要綱」に基づき、次の介護予防普及啓発事業を実施するものとする。

### 1 事業の対象者

京都市内に在住する満65歳以上の高齢者（介護保険法第9条に規定する第1号被保険者）で、医師に運動制限を受けていない方。

### 2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 担当区域

次の担当区域ごとに受託者をそれぞれ、1者ずつ募集する。

- ①北部エリア（担当：北区、左京区）
- ②中部エリア（担当：上京区、中京区、東山区）
- ③南部エリア（担当：下京区、南区、伏見区本所・深草支所）
- ④東部エリア（担当：山科区、伏見区醍醐支所）
- ⑤西部エリア（担当：右京区、西京区）

<参考：65歳以上の住民基本台帳人口>

(令和6年10月1日現在)

| エリア  | 担当区         | 総数      | うち男性   | うち女性   |
|------|-------------|---------|--------|--------|
| ① 北部 | 北区          | 33,023  | 13,777 | 19,246 |
|      | 左京区         | 44,496  | 18,645 | 25,851 |
|      | 合計          | 77,519  | 32,422 | 45,097 |
| ② 中部 | 上京区         | 21,357  | 8,667  | 12,690 |
|      | 中京区         | 26,692  | 10,811 | 15,881 |
|      | 東山区         | 10,849  | 4,307  | 6,542  |
|      | 合計          | 58,898  | 23,785 | 35,113 |
| ③ 南部 | 下京区         | 17,914  | 7,335  | 10,579 |
|      | 南区          | 25,542  | 11,203 | 14,339 |
|      | 伏見区本所       | 43,114  | 18,411 | 24,703 |
|      | 伏見区深草支所     | 16,905  | 7,154  | 9,751  |
|      | 合計          | 103,475 | 44,103 | 59,372 |
| ④ 東部 | 山科区         | 38,470  | 16,192 | 22,278 |
|      | 伏見区醍醐支所     | 16,655  | 6,711  | 9,944  |
|      | 合計          | 55,125  | 22,903 | 32,222 |
| ⑤ 西部 | 右京区         | 55,227  | 23,094 | 32,133 |
|      | 西京区(洛西支所含む) | 41,450  | 17,940 | 23,510 |
|      | 合計          | 96,677  | 41,034 | 55,643 |

### 4 事業内容

担当区域ごとに(1)及び(2)を必須とする。ただし、京都市高齢者筋力トレーニング普及推進事業受託者募集要綱（別紙3）及び留意点（別紙4）を参照すること。

#### (1) 通所型筋トレ教室

- ・場所 担当区域内において受託者が運営する施設等で確保する運動スペース  
ただし、南部エリアについては、本市が提供する施設（元京都市健康増進センターの多目的ルーム）において実施する。
- ・内容 いきいき筋トレ等の運動プログラム※の提供（講義及び実技指導）  
※原則として本市の運動プログラム「京から始めるいきいき筋力トレーニング」（別紙

5)を採用すること(事業実施に必要な器具(血圧計等)を受託者が所有していない場合は、本市から貸与予定)。なお、「京のロコステップ+10」については、取り扱わない。

- ・回数等 1コース全4回 1月当たり3コース以上(南部エリアのみこれまでの実績を踏まえ4コース以上)開催(4月～翌3月)
  - ・利用料 1コース(4回)当たり2,000円以内の利用料を徴収することができる。
  - ・定員 1コース当たり最大20名
  - ・申込 受託者において受付
- (2)出張型筋トレ教室
- ・場所 市内における公民館等の運動スペース(申込者側で確保)
  - ・内容 いきいき筋トレ等の運動プログラム※の提供(講義及び実技指導)  
※原則として本市の運動プログラム「京から始めるいきいき筋力トレーニング」を採用
  - ・回数等 基本的に1回で完結とする。ただし、同一グループの利用については、自主的な活動の継続に向けて年6回(概ね2か月に1回)まで認める。
  - ・利用料 原則として徴収しない。
  - ・定員 1回開催当たり65歳以上の参加者5名以上
  - ・申込 受託者において受付  
※担当区域内の申込みには必ず対応すること。(担当区域外の申込みは担当区域の受託者を案内してもよい。)

## 5 事業報告

事業実績報告を四半期毎に行うほか、委託期間終了後、本事業の実施効果等について測定・分析し、報告書(任意様式)を作成・提出するものとする。

## 6 資格者の配置

各教室に、健康運動指導士又は健康運動実践指導者の資格を有する者を、最低でも1名(非常勤・非専従でも可)配置するものとする。

## 7 委託料上限額

### (1) 通所型筋トレ教室

・北部・中部・東部・西部：2,741千円(税込)

(ただし、1教室当たり19,030円(税込)以内×4回×3コース以上×12月)

・南部：4,038千円(税込)

(ただし、1教室当たり21,030円(税込。出張費含む。)以内×4回×4コース以上×12月)

※委託料は、年度末に実績(提案単価×実施回数)に応じて一括支払い

### (2) 出張型筋トレ教室

1教室当たり20,370円(税込)以内

ただし、全受託者の委託料の合計額が3,422千円(税込)までとする。

※委託料は、年度末に実績(提案単価×実施回数)に応じて一括支払い

## 8 その他の留意事項

### (1) 事故の対応

本事業に関し、事故等が発生した場合は、速やかに本市に報告するとともに、誠実に対応すること。

### (2) 個人情報保護

本事業を実施するに当たっては、「個人の情報の保護に関する法律」「京都市個人情報保護条例」等、関係法令を遵守することに加え、添付の「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に基づき、必要な個人情報保護対策を講じること。

### (3) 開設に係る準備

受託者として選定された者は、令和7年4月1日から円滑に業務ができるよう、それまでに本市より貸与する物品の運搬等、必要な準備行為を行うものとする。

### (4) 業務内容の変更

制度や関連法令等の変更に伴い、委託業務の内容を変更することがある。

## 個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあつては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複製又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生への報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。